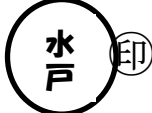


水戸市長宛て

令和2年 2月 18日

令和2年度 市民税・県民税  
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等)

例: 所得税の確定申告にて  
配当所得を100,000(総合課税)  
株式譲渡所得を500,000 で申告  
住民税では申告不要制度を選択する場合

現住所 <b>茨城県水戸市中央1丁目4番1号</b> 1月1日現在の住所 〔 <b>同上</b> 〕	フリガナ <b>ミ 太郎</b> 氏 名 <b>水戸 太郎</b> 
---	--

1. 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について御記入ください。

確定申告した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等のうち、所得税15.315%(※1)住民税5%の税率で源泉徴収(特別徴収)された配当所得については第1表で申告しているものは総合課税分に、譲渡所得については第3表で申告している者は分離課税分に御記入ください。県民税の申告をいただく必要がある場合は、第2表に御記入ください。

※1復興特別所得税を含む所得税の税率

確定申告した所得の税額		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	100,000 円	5,000 円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		500,000 円	25,000 円

2. 住民税(市民税・県民税)の申告における上場株式等の所得について、(ア) (イ)のうち該当する方に○をつけてください。

※必ず裏面の留意事項を確認のうえ御記入ください。

(ア) 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得の全部について、住民税では申告しません。

(イ) 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記のとおり申告します。

確定申告した所得の税額		住民税の源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

- この付表は、市民税・県民税申告書に添付のうえ各年度の市民税・県民税納税通知書が送達される日までに提出する必要があります。
- 提出の際は次の書類を添付してください。
  - ① 確定申告書の控えの写し(一式)
  - ② 上場株式等の配当等に関する書類の写し(上場株式等の配当所得等がある方のみ)  
(例) 上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
  - ③ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し(上場株式等の譲渡所得等がある方のみ)  
(例) 特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など

## 留意事項

- (1) 所得税及び住民税が源泉徴収される特定口座（以下、「源泉徴収口座」という。）における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等
- ① 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
  - ② 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等とその源泉徴収口座に受け入れた配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合は、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
  - ③ 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告することとする変更もできません。
- (2) 所得税及び住民税が源泉徴収されない特定口座（以下、「簡易申告口座」という。）又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等
- ① 簡易申告口座又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等は、申告不要制度を選択することはできません。
  - ② 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等の配当所得等で所得税及び住民税が源泉徴収されている配当等は、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- (3) 大口株主等に支払われる上場株式等の配当所得等および未公開株式等の配当所得等
- 所得税が20.42%で源泉徴収されている大口株主等に支払われる上場株式等の配当等や未公開株式等の配当等は、必ず総合課税で市民税・県民税の申告をしなければなりません（申告不要制度や分離課税での申告を選択することはできません）。ただし、確定申告において申告している場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。